



鳥取県公報

平成13年 9月 7日(金)
号外第98号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 港湾隣接地域の変更についての公聴会の開催 (528) (空港港湾課) 1

告 示

鳥取県告示第528号

米子港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項に規定する港湾隣接地域の変更についての公聴会を開くので、同法第37条の2第2項の規定により、その期日、場所及び変更しようとする港湾隣接地域を次のとおり告示する。

平成13年 9月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 期日 平成13年 9月12日 午後 7時30分から
- 2 場所 彦名6区公民館(米子市彦名町4400)
- 3 港湾隣接地域を変更しようとする地域

昭和40年鳥取県告示第189号(港湾隣接地域の指定について)で指定した米子港に係る港湾隣接地域に次の地域を加える。

(1) 彦名町3区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭
- 基点2 基点1から137度30分 5.0メートルの点(彦名町字新堀灘1601-1)
- 基点3 基点2から227度20分48.0メートルの点(" 字新堀灘1655-1)
- 基点4 基点3から136度10分29.5メートルの点(" 字新堀灘1653-1)
- 基点5 基点4から225度50分 7.0メートルの点(" 字新堀灘1610)

(2) 彦名町4区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点1 米子市彦名町字乗越川三地内の護岸標杭
- 基点2 基点1から 57度10分 7.0メートルの点(彦名町字乗越川三1962-1)
- 基点3 基点2から147度10分39.5メートルの点(" 字乗越川三1961-1)
- 基点4 基点3から122度00分 7.0メートルの点(" 字乗越川三1958-1)
- 基点5 基点4から212度00分 7.0メートルの点(" 字乗越川三1958-2)

(3) 彦名町6区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点1 米子市彦名町字藪中下(三)地内の護岸標杭
基点2 基点1から131度00分 3.8メートルの点(彦名町字大吉(三)3255-1地先無番地)
基点3 基点2から221度00分114.0メートルの点(" 字大吉灘3239地先無番地)
基点4 基点3から311度00分 3.8メートルの点(" 字藪中下(四)地内の護岸標杭)